

平成27年度 公益財団法人埼玉県体育協会第3回定例理事会 議事録

日 時 平成27年12月17日(木) 午後3時より
会 場 スポーツ総合センター2階203・204研修室
出席者 <理事>

櫻井 勝利	森 正博	三戸 一嘉	北 清治	
相坂 賢将	青砥 修二	浅見 茂	大保木道子	河野 哲夫
小林 正幸	小山 吉男	佐藤 高弘	瀬尾 直朝	高橋 豊明
野中常七郎	羽鳥 利明	日比野栄三	藤井 範子	松岡 良博
宮下 達也	茂木 敬司	永井 一博	山中 茂樹	和田 卓

<監事>

関口 長吉	高田 正徳	堀口 信孝
-------	-------	-------

<事務局>

岩崎 充晃	栗原 健一	鈴木 征	野澤 誠一	赤木 秀次
長谷川 伸	阿部 隆宏	久保 吉史		

岩崎事務局長 只今より、平成27年度第3回定例理事会を開会致します。開会にあたりまして、櫻井勝利副会長よりご挨拶申し上げます。

櫻井副会長 皆様こんにちは。第3回定例理事会の開催にあたり、大変お忙しい中ご出席いただき、厚く御礼申し上げます。
(代表理事)

さて、今年は国体関東ブロック大会の当番県ということで、関係の皆様方に大変お世話になりました。改めまして厚く御礼申し上げます。その後の和歌山国体では、4競技において競技別天皇杯を獲得するなど、男女総合成績は前回長崎国体の第5位から順位を1つあげて第4位という成績を収めました。同じく皇后杯は、第10位から一気に第5位入賞を果たしました。改めて各競技団体の活躍に敬意を表したいと思います。

また、今年はスポーツ庁が設置され、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた体制づくりとともに、すべての皆さんが生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指した取り組みが構築されております。

本県におきましても、2020東京オリンピック・パラリンピック／ラグビーワールドカップ2019埼玉県推進委員会が発足されました。オリンピック・パラリンピックは県内で4競技を開催、ラグビーワールドカップは熊谷市が会場のひとつに決まっております。今後

皆様方のお力添えいただくことと思いますが、ご協力の程よろしくお
願い申し上げます。

最後になりますが、本日は、報告事項に続いて、4件の議案につい
てご協議いただきます。スムーズに進行できますよう、皆様方にご協
力をお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。

岩崎事務局長 定数のご報告を申し上げます。本会理事29名、うち出席理事24
名。よってこの理事会が成立したことをご報告致します。

それでは、定款第24条第3項により議事進行は、櫻井副会長にお
願い致します。

櫻井議長 ご指名いただきましたので、暫時議長職を務めさせていただきます。
はじめに本日の議事録署名人について、指名させていただいてよろし
いでしょうか。

出席理事 異議なし。

櫻井議長 永井一博理事、相坂賢将理事、お二人に本日の議事録署名人として
お願い致します。

それでは、次第に従い、議事を進行致します。

報告事項1) 和歌山国体の成績について報告をお願いします。

三戸副会長 冒頭、櫻井副会長の挨拶にありましたように、第70回国民体育大会
兼専務理事 天皇杯第3位以内の確保を目標に取り組んでまいりましたが、
天皇杯第4位、皇后杯第5位ということで目標達成はなりませんで
した。天皇杯得点では202点、皇后杯得点では141点程前回大会よ
り点数を伸ばしましたが、残念ながら愛知県に及びませんでした。今
大会の入賞競技団体が天皇杯16団体、皇后杯11団体となっておりますので、岩手国体では天皇杯20団体、皇后杯15団体程度まで増
やさないライバル県の上に行くことは難しいと考えております。

なお、第71回国民体育大会（岩手国体）が5か年計画の最終年度
になります。先日行われた選手強化対策常任委員会でも協議致しまし
ましたが、今後選手強化対策委員会でも今大会の分析を行い、71回大会
に向けて新たな気持ちで定位置の3位以内確保を目指したいと考えて
おります。以上です。

櫻井議長 ありがとうございます。続いて報告事項2) 各委員会活動報告に
ついて一括して説明をお願いします。

三戸副会長
兼専務理事

はじめに、総務委員会の報告を行います。

一昨日12月15日、スポーツ総合センターにおいて、第2回総務委員会を開催しました。内容は、本日の理事会に対する議題について検討審議を行いました。

そのうち、財団法人向け役員賠償責任保険等の加入については、法人の役員に対する保険になりますが、近年さまざまな訴訟が起こっていることを鑑み、傷害保険と抱き合わせで本会役員にあたる理事、監事、評議員に対し、保険をかけてはどうかという内容です。本件については、3月の理事会にて改めてご提案申し上げます。

次に、選手強化対策委員会の報告を行います。

先ほど第70回国民体育大会の結果については、説明しておりますので、割愛させていただきます。前回の理事会以降では、9月16日に第70回国民体育大会埼玉県選手団結団式、そして大会終了後の11月11日に同解団式・表彰式を開催しました。その後、第71回国体に向けた会議として、11月17日、18日には、競技別強化対策会議が行われました。ここでは各競技団体と個別の話し合いが取り交わされました。この内容をもとに来年度に向けてどう取り組むかを今後決めていくこととなります。そして、12月11日に第3回選手強化常任委員会を開催し、第71回国民体育大会選手強化基本計画（案）及び埼玉県選手団編集方針（案）を作成致しました。以上です。

小林理事

次に、スポーツ科学委員会の報告を行います。

前回の理事会から本日まで、スポーツ医学専門部会、スポーツ科学専門部会、コーチング専門部会、アンチ・ドーピング専門部会それぞれで会議を開催しました。関連事業としては、和歌山国体前の9月14日に顧問医・トレーナー競技団体関係者合同研修会を行って他、12月6日には、彩の国ビクトリーサミットを開催し、柳田信也先生から脳神経科学をテーマとした講義を、坂口勝信先生から上肢のスポーツ障害をテーマにそれぞれご講演いただきました。また、国体本大会には帯同ドクター計5名の医師を派遣致しました。最後になりますが、例年通りメディカルチェック・体力測定等サポート事業も実施しております。これまでに空手道、ウエイトリフティングが終了しております。以上です。

野中理事

次に、指導者委員会の報告を行います。

12月8日に第1回指導者委員会を開催しました。議事については、

指導員の養成・資質の向上に関すること、埼玉県スポーツ指導者協議会に関すること、指導者の資格取得・研修・活用に関すること、県スポーツリーダーバンクとの連携・協力について、スポーツマンシップの啓発、フェアプレーの推進について、それぞれ話し合われました。出席委員が半数の4名ではありましたが、滞りなく終了致しました。以上です。

佐藤理事

次に、スポーツ少年団の報告を行います。

10月3日に行われた第3回本部員会については、11の議題について話し合われました。そのうち、第42回日独スポーツ少年団同時交流事業、東日本大震災復興祈念スポーツ交流については、前回の理事会にて報告したとおりです。また、体罰問題については、本日の議題にもあがっておりますので、ここでは割愛させていただきます。

事業については、種目別交流大会は9月から12月までの間、7競技が開催されました。

日独スポーツ少年団役員交流については、ドイツスポーツユエグントのインゴ・ヴァイス本部長以下10名が来県し、10月28日から31日までの3泊4日、埼玉新聞社での意見交換や深谷市での団活動の見学などが行われました。

また、11月23日には幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム普及講習会がスポーツ総合センターで開催されました。これは、就学前の子ども達を見据えた普及事業です。

最後になりますが、埼玉県スポーツ少年団ブロック本部長会議が県内4ブロックで行われました。今年はテーマを「母集団活動」に関する情報交換を実施しました。なお出席率は75%でした。以上です。

三戸副会長
兼専務理事

次に、スポーツ指導者協議会の報告を行います。

12月12日、TKP ガーデンシティ品川において公認スポーツ指導者全国研修会が開催され、本協議会副会長の井上良江氏をはじめ、競技別、地域別、領域別協議会から計34名が参加。また本協議会から推薦し、顕彰委員会で承認をうけた公認スポーツ指導者13名も参加し、この研修会の場で全国表彰の授与が行われました。以上です。

櫻井副会長

次に、物品等請負業者審査選定委員会の報告を行います。

去る9月18日、スポーツ総合センターにて、平成27年度埼玉県スポーツ少年団指導者現地研修会宿泊等請負業者の選定について、入札方法、参加業者、入札説明書、宿泊等請負業務仕様書に関する協議

を行い、指名競争入札を導入するという事で、4社を選定致しました。その後10月13日に入札を実施し、東武トップツアーズ株式会社に落札をすることとなりました。以上です。

森副会長

次に、倫理委員会の報告を行います。

各地でスポーツ現場における暴力が問題になっている中で、このような事件が起きてしまったことは非常に残念ですが、去る10月23日、スポーツ総合センターにおいて倫理委員会を開催しました。この日はスポーツ少年団の佐藤高弘本部長にも参考人としてご出席いただきました。なお、議題はスポーツ少年団活動における暴力行為及び団運営についてで、本会スポーツ相談窓口に寄せられた県南地区に登録するスポーツ少年団指導者による暴力行為及び団運営に関し「本会及び加盟団体並びにその構成員の義務等の違反措置に関する規程」に基づき、違反措置に関する処分について協議を行いました。

その結果、上記規程第6条(3)を適用し、「無期限資格停止処分」並びに、公益財団法人日本体育協会に対し、当事者が保有する日本スポーツ少年団認定員資格の取り消しを依頼すること、また、この指導者が所属するスポーツ少年団に対しては、上記規程第5条(2)を適用し「勧告」とすることを、本日の理事会に提案する旨、確認致しました。以上です。

宮下理事

次に、広報委員会のご報告を行います。

去る10月31日に広報誌「スポーツ埼玉270号」を発行し、理事の皆様をはじめ、関係機関に配布させていただきました。すでにご覧いただいているかと思いますが、第70回国民体育大会「紀の国わかやま国体」の特集号となっております。現在は、12月31日発行の「スポーツ埼玉271号」の編集を進めております。271号は、本会創立90周年記念特集号となっており、上田会長の巻頭言からはじまり、本会90年を紐解く年表や各時代を先導された方々の回顧録、また、ロンドン五輪日本代表の土井杏南選手とプラチナキッズ5名による「未来を語る」座談会の模様などを掲載する予定です。以上です。

櫻井議長

各委員会活動報告については、すべて終了致しましたが、皆様から何かご質問等ございますか。(なし)

それでは、報告事項3)埼玉アイスアリーナについて、説明をお願いします。

三戸副会長
兼専務理事

埼玉アイスアリーナは、オープンから1年が経過しました。当初、年間利用者数の目標を10万人としておりましたが、入場者内訳表に記載のとおり、145,775名の方々にご利用いただきました。一般利用については、毎月多少の増減はありますが、本会の強化事業による貸切利用、各種教室、クラブ活動はほぼ安定的にご利用いただいていることがわかるかと思えます。引き続きPRを行い、より多くの県民の皆様にご利用いただくとともに、本会が仲介して行うスケート教室（校外授業）の数もさらに増やしていきたいと考えております。なお、これまで大宮東高校体育科やふじみ野高校スポーツサイエンス科、スポーツ少年団にて数回実施しております。以上、埼玉アイスアリーナに関する報告とさせていただきます。

櫻井議長

ありがとうございました。報告事項の説明がすべて終了致しましたが、皆様から何かご質問等ございますか。（なし）

以上で、報告事項を終了致します。

続いて、本日の協議事項に移ります。第1号議案「特定個人情報取扱規程の制定について」議題とします。説明をお願いします。

三戸副会長
兼専務理事

前回の理事会において、マイナンバーの取扱いに関する暫定的な措置についてお認めいただきましたが、このたび特定個人情報取扱規程（案）を総務委員会にて作成致しました。

毎年本会が謝金をお支払いする人数が約450名おります。そのうち、手続き上マイナンバーの通知が必要となるのが、年間50,000円以上のお支払いする方で、50名程おります。この方々から何も規程がないまま、マイナンバーをお知らせいただくわけにはいきませんので、今回取扱規程を制定し、その管理体制、個人番号の取得、利用等について、お示しするとともに、今後この規程に従って適正に手続きを進めていきたいと考えております。以上、検討審議をお願い致します。

櫻井議長

ありがとうございました。第1号議案についてご説明いただきましたが、質問等ございますか。（なし）

それでは、お諮り致します。第1号議案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

出席理事

異議なし。

櫻井議長

ありがとうございました。異議ないということで、第1号議案につ

いては、可決致しました。

続きまして、第2号議案「スポーツ総合センターの無償貸与期間の更新について」議案とします。説明をお願いします。

三戸副会長
兼専務理事

スポーツ総合センターの無償貸与期間が、平成23年4月1日から平成28年3月31日の5年間と定められておりました。更新を行わない場合は、現状復帰した上で、センター内にある本会の財産をもって、どこかに引っ越しをしなければなりませんので、今回の理事会にて提案させていただきました。

この件については、県の県民生活部スポーツ振興課から3年間の延長をしてほしいと要請がありました。本会としては、エレベーターやバスケットゴール等、老朽化に伴う諸問題もありますので、改善をお願いした上で、3年間の延長について同意したいと考えております。

櫻井議長

ありがとうございました。第2号議案についてご説明いただきましたが、質問等ございますか。(なし)

れでは、お諮り致します。第2号議案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

出席理事

異議なし。

櫻井議長

ありがとうございました。異議なしということで第2号議案については、可決致しました。

続きまして、第3号議案「細則及び謝金規程・謝金基準表の改正並びに臨時職員及び非常勤職員取扱規程の制定について」議案とします。説明をお願いします。

三戸副会長
兼専務理事

本会職員については、事務局がスポーツ総合センターに移転後、委託事業の請負等により、5名から15名程に増員され、その雇用形態もさまざまです。このような状況を鑑み、本会細則第48条1項で定めている事務局長、部長、課長、主査、主任、主事、専門員、嘱託に加え、新たに「同条第1項の職員の他に、臨時職員及び非常勤職員を必要に応じて置くことができる」と定めるとともに、臨時職員及び非常勤職員について定義し、県が定める最低賃金も含め労働基準法に違反しないよう、新たに臨時職員及び非常勤職員取扱規程を制定し、勤務条件など個別に設定できるようにしてはどうかと考えております。

あわせて、謝金規程の「雇員」を削除し、新たな取扱規程に移行したいと思っております。

なお、臨時職員の定義については、職務の性質上日々交替しても業務に支障をきたすおそれのない職について1日を単位として採用される者。また、非常勤専門員の定義については、専門的な知識、技能又は経験を必要とする業務で採用される者。さらに非常勤嘱託員については、専任業務に従事させるために採用された者とそれぞれ定めたいと考えております。以上、検討審議の程よろしくお願い致します。

櫻井議長

ありがとうございました。第3号議案についてご説明いただきましたが、質問等ございますか。(なし)

それでは、お諮り致します。第3号議案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

出席理事

異議なし。

櫻井議長

ありがとうございました。異議なしということで第3号議案については、可決致しました。

続きまして、第4号議案「スポーツ少年団活動における指導者の暴力行為等に関する措置について」議案とします。説明をお願いします。

三戸副会長
兼専務理事

本件の経緯については、平成27年7月23日に本会スポーツ相談窓口へメールで相談がありました。このスポーツ少年団は、1つの単位団であるとともに、サッカー協会にも登録していますので2つの性質をもつチームになります。そのため翌24日に、県サッカー協会へ事実確認を行ったところ、本会スポーツ相談窓口へ寄せられた内容と一致。さらに平成27年7月13日に日本サッカー協会がこの当事者に対し、事情聴取が行われていたことを確認しました。さらに本会としては、スポーツ少年団としての事実確認も必要と考え、7月30日に当該市のスポーツ少年団本部に対し、事実確認を依頼しましたが、この時点では特に連絡はないとのことでした。これを受け、8月17日に本会が当該市のスポーツ少年団本部に対し、2件の暴力行為の事実確認、団として総会開催の有無、さらに会計報告書の提出について調査依頼を行いました。その結果、2件の暴力行為についての事実を確認するとともに、総会については、過去5～6年間は委任状の提出のみで、開催していないこと。会計については、団の通帳を開設していなかったり、証憑書類による支出の確認作業ができないといったことが確認されました。

このようなことが確認され、本会では10月23日に倫理委員会を

